

安城市結婚新生活支援補助金 FAQ

番号	区分	質問	回答
1	年齢	年齢要件は、いつの時点の年齢ですか。	婚姻届等を提出した時点の年齢です。 なお、年齢計算に関する法律第2項及び民法第143条に基づき、誕生日の前日に年齢が加算されますので、ご注意ください。 (例: 1986年4月1日生まれの場合、2026年3月31日に40歳になります)
2	所得	所得要件は、どのような所得のことですか。	所得税等の算定基礎となる所得の考え方に準じて算出した額であり、夫婦等の所得を合算した額です。 なお、個人に複数の所得がある場合(例: 給与所得と一時所得など)は、これらを合算します。 (給与所得者の場合: 1年間の給与等の収入金額 - 給与所得控除額 自営業者の場合: 1年間の売上金額 - 必要経費)
3	所得	所得は、どの時点の証明書に基づいて確認すればいいですか。	申請時点で発行される直近の所得課税証明書で確認してください。 令和8年度の申請においては、令和7年1月～令和7年12月の収入が記載された令和8年度所得課税証明書で、ご確認ください。
4	所得	婚姻を機に退職し、現在仕事をしていません。その場合、申告する所得はどうなりますか。また、所得課税証明書は必要ですか。	申請時点において有職、無職にかかわらず、申請時点で発行される直近の所得課税証明書による夫婦等の所得の合算で判定します。そのため、所得課税証明書の提出も必要です。
5	所得	申請日の属する年(申請日が1月1日～3月15日の場合は、前年)の1月1日時点で、出向等で日本国外に居住していたことにより日本国内で課税されておらず、所得課税証明書が取得できない場合、どうしたらよいですか。	申請日の属する年の前年(申請日が1月1日～3月15日の場合は、前々年)の1月～12月の収入が確認できる資料(給与明細等)により、所得額を推計します。
6	所得	安城市に引越す前はずっと日本国外に居住していて、所得課税証明書を出すことができない場合は、どうしたらいいですか。	申請日の属する年の前年(申請日が1月1日～3月15日の場合は、前々年)の1月～12月に働いていた場合、勤務先から受け取った給与明細(日本語併記)の提出をお願いします。 なお、学生等で働いていなかった場合には、学生であったことの証明として、学生証明書(日本語併記)を提出してください。
7	所得	所得から控除できる貸与型奨学金の年間返済額の期間は、いつからいつまでですか。	申請日の属する年の前年(申請日が1月1日～3月15日の場合は、前々年)の1月～12月です。
8	所得	貸与型奨学金の年間返済額は、どのように確認しますか。	奨学金返還証明書により確認しますが、証明書の提出が困難な場合には、通帳等により返済額を確認します。
9	世帯状況	申請対象の住宅の住所(安城市)に引越しが終わっていない(住民票を異動させていない)が、申請できますか。	申請時において夫婦等ともに住民票の住所が申請対象の住宅の住所と同じでなければ、申請できません。
10	世帯状況	夫婦等の一方の住民票の住所が、単身赴任等により申請住宅の住所と異なる場合、補助対象になりますか。	単身赴任等のやむを得ない事情による理由であれば、対象になる可能性がありますので、事前にご相談ください。 ただし、補助対象になり得るのは、安城市内の住宅が主たる生活拠点の場合のみであり、主たる生活拠点となっている住宅一軒に係る家賃等のみが対象です。
12	世帯状況	夫婦等または夫婦等の一方が婚姻前から安城市に住んでいて、婚姻を機に新居を安城市に構える場合(市内転居)、補助対象になりますか。	補助対象になります。
13	世帯状況	婚姻等前の住宅購入や住宅リフォームは補助対象になりますか。 (夫婦等の一方が行った場合を含む)	補助対象になります。 ただし、婚姻等を機としたもので、住宅引渡し日および住宅リフォーム工事完了日が婚姻等の日から起算して1年以内であり、申請日の属する年度の4月1日～翌年3月15日に支払った住宅取得費用および住宅リフォーム費用のみが対象です。
14	世帯状況	婚姻等を機に新たに物件を賃借する場合、夫婦等のいずれかの名義で契約していれば補助対象になりますか。	そのとおりです。
15	世帯状況	夫婦等の一方が婚姻等前(婚姻日から起算して1年以内)から賃借している物件に、婚姻等を機に同居する場合、いつから補助対象になりますか。	申請日の属する年度の4月1日以降に生じた費用が補助対象となります。
16	世帯状況	夫婦等の一方が婚姻等前(婚姻日から起算して1年超)から賃借している物件に、婚姻等を機に同居する場合、いつから補助対象になりますか。	申請日の属する年度の4月1日または同居開始日のいずれか遅い日以降に生じた費用が補助対象になります。

番号	区分	質問	回答
17	世帯状況	勤務先が家主との間で賃貸借契約を締結している物件や、勤務先が所有する社宅に入居し、申請者は勤務先に対し家賃相当額を支払っている場合、補助対象になりますか。	補助対象になります。 ただし、賃貸借契約書など借借人が勤務先であること（社宅の場合は勤務先との間で社宅の使用に関する契約を締結していること）が分かる書類、給与明細など申請者が勤務先に対し家賃相当額を支払っていること（給与天引きを含む）が分かる書類の提出が必要です。
18	世帯状況	夫婦等の一方または双方の親等の親族が同居する場合も、補助対象になりますか。	補助対象になります。 ただし、住宅取得や住宅賃借のための契約名義が夫婦等のいずれかであり、かつ、これらに係る費用の支払いを夫婦等のいずれかが行っていることが必要です。
19	世帯状況	夫婦等の一方が婚姻前から親等の親族と同居していて、婚姻等を機に配偶者が当該住宅に入居する場合、配偶者の引越費用は補助対象になりますか。	補助対象になります。
20	世帯状況	契約名義人が夫婦等の親であり、夫婦等が親に住宅賃借費用または住宅取得費用相当分を支払っている場合、補助対象になりますか。	補助対象外です。
21	世帯状況	契約名義人は夫婦等の親ですが、夫婦等のいずれかの名義の口座から住宅賃借費用または住宅取得費用が引き落とされている場合、補助対象になりますか。	補助対象外です。
22	世帯状況	申請対象の夫婦等が、リフォームを行う住宅の所有者である必要がありますか。	所有者である必要はありません。 ただし、夫婦等ともに住民票の住所が申請対象の住宅と同じであること、また夫婦等のいずれかの名義で住宅リフォーム工事を契約し、夫婦等のいずれかが費用を支払っていることが必要です。
23	世帯状況	公営住宅や地域優良賃貸住宅の入居者も補助対象になりますか。	補助対象になります。 ただし、地域優良賃貸住宅の家賃低廉化に係る国の支援を受けている場合は、その部分については補助対象外です。
24	世帯状況	再婚等の世帯は補助対象になりますか。	補助対象になります。 ただし、夫婦等の一方が過去に本補助金の交付を受けたことがある（類似する他の市町村等の補助金を含む）場合は、補助対象外です。 また、同一夫婦の離婚・再婚に関しては、離婚日が再婚日から起算して1年以内である場合は、補助対象外です。
25	世帯状況	夫婦等ともに日本国籍を有するが、外国方式の婚姻をしている場合、補助対象になりますか。	戸籍に婚姻の事実を記載していれば、補助対象になります。（その際、婚姻日と位置付ける日は、戸籍に「婚姻日」または「証書提出日」として記載された日です）
26	世帯状況	夫婦等の一方が日本国籍を有しない場合、補助対象になりますか。	日本方式の婚姻（日本で婚姻届を提出）をしていれば、補助対象になります。外国方式の婚姻をしている場合は、戸籍に婚姻の事実を記載していれば、補助対象になります。
27	世帯状況	夫婦等ともに日本国籍を有していない場合、補助対象になりますか。	日本方式の婚姻（日本で婚姻届を提出）をしていれば補助対象になりますが、外国方式の婚姻（母国で婚姻届を提出）をしている場合は、補助対象外です。なお、日本方式の婚姻をしていて、補助申請を行う場合は、婚姻届を提出した自治体で発行される婚姻届受理証明書の提出が必要です。
28	世帯状況	パートナーシップ宣誓届を他の自治体に提出し、安城市には提出していませんが、補助対象になりますか。	補助対象になります。 ただし、当該自治体で発行されるパートナーシップ宣誓届受理書の提出が必要です。
29	世帯状況	生活保護受給世帯は補助対象になりますか。	補助対象になります。 ただし、生活保護による生活扶助や住宅扶助など、その他の扶助を受給している場合、その部分については補助対象外です。
30	世帯状況	補助上限額になるまで、何度も申請できますか。	上限額に達していなくても、1回限りです。ただし、上限額から交付を受けた金額を控除して得た額を限度として、翌年度に限り再度申請（継続申請）することは可能です。
31	対象費用	住宅取得について、建物と土地を一体のものとして購入し、代金を区分することができない場合、補助対象はどうなりますか。	補助対象は建物代のみです。不動産会社等に確認のうえ建物だけの金額を明確にし、それを証明する書類を提出してください。
32	対象費用	住宅取得費用や住宅リフォーム費用について、金融機関へのローン払いは補助対象になりますか。	ローン契約に基づくものに限り、補助対象になります（住宅ローンに係る手数料・利息は対象外）。 ただし、住宅取得費用については、物件（建物）の購入費に相当する費用のみ、住宅リフォーム費用については、住宅の機能の維持または向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用に相当する費用のみになります。

番号	区分	質問	回答
33	対象費用	住宅取得費用や住宅リフォーム費用について、国の他の住宅に関する補助制度と併用することは可能ですか。	以下に記載した補助制度との併用はできません。ただし、住宅リフォームにおいては、工事請負契約が別かつ工期が別である場合は併用できます。また、以下に記載していない他の国の補助制度との併用については、個別に相談してください。 <ul style="list-style-type: none"> ・こどもみらい住宅支援事業 ・地域型住宅グリーン事業 ・ネット・ゼロ・エネルギーハウス実証事業 ・戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギーハウス(ZEH)化等支援事業及び集合住宅の省CO2化促進事業 ・こどもエコすまい支援事業 ・子育てエコホーム支援事業 ・長期優良住宅化リフォーム推進事業 ・住宅・建築物安全ストック形成事業 ・次世代省エネ建材支援事業 ・既存住宅における断熱リフォーム支援事業 ・住宅エコリフォーム推進事業 ・住宅・建築物省エネ改修推進事業 ・高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金 ・住宅の断熱性能向上のための先進的設備導入促進事業
34	対象費用	住宅リフォーム費用について、補助対象となる費用はどのようなものですか。	婚姻等に伴う住宅の機能の維持または向上を図るために行う修繕、増築、設備更新等(キッチン、トイレ等改修、畳、壁紙、フローリング等張り替えなど)は補助対象です。ただし、倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン等の家電購入・設置に係る費用は、補助対象外です。
35	対象費用	賃貸物件の住宅リフォーム費用は補助対象になりますか。	補助対象になります。ただし、賃貸借契約により、本来貸主が負担すべき修繕費用ではないものに限ります。
36	対象費用	住宅の賃借費用について、補助対象となる費用はどのようなものですか。	結婚等に伴う住宅の家賃、敷金、礼金、共益費、および仲介手数料が補助対象になります。駐車場代や清掃代、鍵交換代、更新手数料、光熱水費、設備購入代、火災保険料、家財保険料、契約一時金、保証金などは対象外です。ただし、清掃代、鍵交換代、更新手数料、火災保険料、保証金について、賃貸借契約書に記載があり契約条件となっている場合は対象とします。
37	対象費用	年度を跨いで敷金や礼金を分割支払いした場合、補助対象になりますか。	申請日の属する年度の4月1日～翌年3月15日に支払った費用が補助対象になります。
38	対象費用	月々の賃料に駐車場代が含まれていて、切り分けができない場合、どうすればよいですか。	住宅の賃貸借契約に基づく支払いであり、かつ、切り分けができない場合は、駐車場代を含めて補助対象になります。なお、契約書等により駐車場代相当額が確認できる場合は、その金額を月々の賃料から控除した金額が対象になります。
39	対象費用	勤務先から住宅手当が支給されている場合、住宅手当の取り扱いはどうなりますか。	婚姻を機に賃借する住宅(申請対象の住宅)に係る住宅手当分を差し引いた額が補助対象になります。なお、申請期間中に支払った賃料に対して、支給された住宅手当の月毎の額が確認できる書類の提出が必要です。申請時に、月毎の額が確認できる書類が全て揃わない場合は、事前にご相談ください
40	対象費用	勤務先から住宅手当が支給されていないが、給与明細などを提出する必要があるのか？	住宅手当が支給されていないことを確実に確認するため、給与明細などを提出してください。
41	対象費用	事業実施期間内に複数回転居した場合は、2回目以降の転居に係る費用は補助対象になりますか。	申請時において夫婦等ともに住民票の住所がある申請対象の住宅に関する費用のみ対象になります。(賃料、共益費、敷金、礼金、仲介手数料および引越費用)
42	対象費用	引越費用について、補助対象となる費用はどのようなものですか。	婚姻等に伴う引越費用のうち、引越業者や運送業者(運送業許可を受けた運送業者)への支払いに関する費用が補助対象になります。引越業者や運送業者発行の領収書によって、引越費用であることが確認できない費目は、補助対象外です。(例:不用品の処分費用、自らレンタカーを借りる、友人に頼む等して引越した場合にかかった費用)
43	対象費用	引越費用について、個人事業主として運送業を行っている業者に依頼した場合は補助対象となりますか。	運送業の許可を受けた運送業者であれば補助対象となります。なお、必要に応じて運送業者へ市から連絡をする場合もあります。
44	対象費用	婚姻等を機とした同居のため、婚姻等前に行った引越費用は補助対象になりますか。	婚姻等に伴うものであれば、補助対象になります。ただし、申請日の属する年度の4月1日～翌年3月15日の間に支払った引越費用に限ります。

番号	区分	質問	回答
45	対象費用	婚姻等の日より前に婚姻を機としてリフォーム工事が完了した場合、要件である婚姻等の日から起算して1年以内とはいつからいつまでですか。 (例:2026年10月10日 婚姻)	例の場合、2026年10月10日をカウントしますので、住宅リフォーム工事完了日が2025年10月11日～2026年10月10日であれば補助対象となります。
46	事務手続	個人事業主のため住宅手当有無の確認として給与明細の提出ができない場合、どの書類が必要ですか。	個人事業主の方は、事業の開業届の写し、もしくは確定申告書の写しの提出をお願いします。提出が難しい場合はご相談ください。
47	事務手続	申請に必要な証明書等はどこで取得できますか。	婚姻届受理証明書は、婚姻届を提出した市区町村で取得できます。 戸籍謄本は、どの市区町村でも取得できます。 パートナーシップ関係にあることを証明する書類は、届出を行った市区町村で取得できます。 所得課税証明書は、申請日の属する年(申請日が1月1日3月15日の場合は、前年)の1月1日時点で住民票があった市区町村で取得できます。 納税証明書は、安城市 市民課、北部支所、桜井支所、明祥支所、アンフォーレ証明・旅券窓口センターで取得できます。 なお、本人ではなく配偶者(パートナー)の証明書等を取得しようとする場合、委任状の要否などは自治体によって異なりますので、事前にご確認ください。
48	事務手続	口座振込やクレジットカードで支払ったため、領収書がないです。どうしたらよいですか。	振込が確認できる通帳の写しや、支払った方(口座名義人)や支払日、支払先、内訳、支払金額が確認できる口座の明細画面をスクリーンショットし、提出してください。
49	事務手続	申請者と振込口座の名義人は別々でも申請できますか。	申請者と振込口座の名義人は、同じにしてください。
50	事務手続	申請から支払いまでは、何日程度かかりますか。	約1か月程度かかります。書類に不備があった場合は、さらに時間がかかる可能性がありますので、ご了承ください。
51	事務手続	申請は、郵送でもできますか。	原則、窓口申請か電子申請でお願いいたします。やむを得ない事情により郵送を希望する場合は、事前にご相談ください。
52	継続申請	継続申請する場合、電子申請は可能ですか。	継続申請の場合、電子申請は行わず、こども課こども政策係へ直接ご相談ください。
53	継続申請	婚姻日時点では29歳で当初交付申請したが、継続申請を行う翌年度では30歳になります。その場合、補助金の上限金額はどうなりますか。	継続申請である場合、申請年度交付決定時の上限金額から申請年度交付額を差し引いた金額が、翌年度継続申請の上限金額です。
54	継続申請	交付決定時の年齢が39歳で、翌年度には40歳となります。継続申請を行う場合、補助対象となりますか。	補助対象となります。
55	継続申請	交付申請時には、申請日の属する年の前年(申請日が1月1日～3月15日の場合は、前々年)の1月から12月分の世帯所得が500万円未満でしたが、翌年度継続申請時では、申請日の属する年の1月から12月の合計所得が500万円を超えてしまいます。継続申請を行う場合、補助対象となりますか。	補助対象となります。
56	継続申請	継続申請を行う場合、前年度提出した証明書等も再度提出する必要がありますか。	所得課税証明書につきましては、提出不要です。
57	その他	結婚新生活支援事業補助金は課税対象となりますか。	課税対象となる可能性があります。一時所得に該当し、他の一時所得との合計額が50万円を超える場合、確定申告が必要になる場合があります。詳しくは、税務署にお問い合わせください。